

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健事業に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

板倉町長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健事業に関する事務】 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表(第9条関係)の70の項に基づき、母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに個人番号を用いることとなる。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【母子保健法に関する事務】 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第70項の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める命令第40条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【母子保健法に関する事務】 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表42、48、80、95、112、125、161の項 (情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康介護課
②所属長の役職名	健康介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口 板倉町役場総務課情報広報係
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口 板倉町保健センター
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクへの対策として、特定個人情報を含む書類の保管は、施錠できる事務室内に保管することを徹底し、廃棄時は、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じているため「十分である」と判断した。

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、対象のシステムにログインする際には、「ユーザーID」、「静脈認証」、「パスワード」を必要としている。その上で、不正操作がないかアクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスク対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイル②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母子健康診査情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報のファイルは、以下の場合一に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務          ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届出データの提供          ③養育医療の資格管理及び給付に関する事務</p>	<p>母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導、訪問指導、健康診査の実施に関する事務          ②母子保健関係届出に関する事務</p>	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護課長 落合 均	健康介護課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口：板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口：板倉町役場 健康介護課 健康推進係	事後	
令和1年6月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②養育医療の資格管理及び給付に関する事務	削除	事後	
令和1年6月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	4. 養育医療資格及び給付台帳(excel)	削除	事後	
令和1年6月21日	2.特定個人情報ファイル名	(2)養育医療資格及び給付ファイル(excel)	削除	事後	
令和1年6月21日	II-1 1. 対象人数 いつ 時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	II-1 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	
令和7年10月20日	評価書名	母子保健法に関する事務	母子保健事業に関する事務	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	板倉町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	板倉町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	母子保健法に関する事務 母子保健法に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務を行う。 母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導、訪問指導、健康診査の実施に関する事務 ②母子保健関係届出に関する事務	【母子保健事業に関する事務】 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、別表(第9条関係)の70の項に基づき、母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに個人番号を用いることとなる。 【妊婦のための支援給付に関する事務】 全ての妊婦に対する支援給付金の支給について、申請に基づく審査、支給決定に関する事務を行う。	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第49の項	【母子保健法に関する事務】 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第70項の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める命令 第40条 【妊婦のための支援給付に関する事務】 番号法第9条第1項、別表135の項 別表主務省令第74条	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第9条第1項 別表第一 第49の項	番号法第19条第8号 (情報提供)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の 表80、95の項 (情報照会)番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の 表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 総務課 情報広報係	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号374-0912 邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1 受付窓口:板倉町役場 健康介護課 健康推進係	郵便番号374-0133 邑楽郡板倉町大字岩田甲1056番地 受付窓口:板倉町保健センター	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 1. 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	II しきい値判断結果 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	事務の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く)	十分である	提供・移転しない	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	IV リスク対策 9. 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・委託しない	事後	事務の見直しによる変更
令和7年10月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年10月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクへの対策として、特定個人情報を含む書類の保管は、施錠できる事務室内に保管することを徹底し、廃棄時は、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じているため「十分である」と判断した。	事後	
令和7年10月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる対策		対象のシステムを使用する職員は限定されている。また、対象のシステムにログインする際には、「ユーザーID」、「静脈認証」、「パスワード」を必要としている。その上で、不正操作がないかアクセスログを記録し、必要な場合は分析を行うことになっているため、権限のない者によって不正に使用されるリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	